

厚生労働省HP Q & Aの改訂案

平成 28 年 9 月 23 日(金)

問 10 性行為による感染はどのように予防すればよいですか？

答 ジカウイルス感染症は、蚊媒介感染事例が主ですが、性行為による感染についても、男性から女性パートナーへ、女性から男性パートナーへのいずれも感染事例が報告されています。

性行為感染及び母体から胎児への感染のリスクを考慮し、流行地域に滞在中は症状の有無にかかわらず、性行為の際にコンドームを使用するか性行為を控えることを推奨します。

また、流行地域から帰国した男女は、症状の有無にかかわらず、少なくとも 6 か月（※）、パートナーが妊婦の場合は妊娠期間中、性行為の際に、コンドームを使用するか性行為を控えることを推奨します。

※ジカウイルス感染症を発症した男性の精液から、最長 188 日までジカウイルスが検出された研究報告があります。検出されたウイルスから感染能力は確認されていませんが、注意が必要です。

（WHO 暫定ガイダンス（9 月 6 日改訂）を踏まえた対応、）

（参考）

WHO は、性行為による感染予防について、暫定ガイダンス（2 月 18 日作成、6 月 7 日改訂）を 9 月 6 日に改訂しました。その概要は、次のとおりです。

WHO は、ジカウイルスが性行為により伝播しうる新出エビデンスに基づき、下記のごとく推奨する。

2. ジカウイルス感染症の流行地域でない地域においては、下記を守るべきである。

- a. ジカウイルスの伝播が発生している地域から帰国した男女は、性行為によるジカウイルス感染を防ぐため、帰国後少なくとも 6 カ月間より安全な性行為を行うか、性行為を控えるべきである。
- b. 妊娠を計画しているカップル又は女性のうち、ジカウイルスの伝播が発生している地域から帰国した者は、妊娠を試みる前に、ジカウイルス感染の可能性がなくなったことを保証するため、少なくとも 6 カ月は待つべきであることを勧告される。
- c. 妊婦の性パートナーのうち、ジカウイルスの伝播が発生している地域か

ら帰国した者は、少なくとも妊娠期間中を通じて、より安全な性行為を行うか、性行為を控えることを勧告されるべきである。

註：WHO は、ジカウイルスを検出するために、ルーチンで精液の検査を行うことは推奨しない。しかし、症状の有無にかかわらず、ジカウイルスの伝播が発生している地域から帰国後の男性は、国の方針に従って、精液の検査を考慮されうる。偽陰性及び間欠的なウイルス排泄のため、異なる日に2回検査（例：1週間間隔で実施）を実施すべきである。しかし、2回の検査の正確間隔を決定するためには、さらなるエビデンスが必要である。なお、詳細については、以下のHPを確認してください。

世界保健機関（WHO）Prevention of sexual transmission of Zika virus Interim guidance update 6 September 2016

http://apps.who.int/iris/bitstream/10665/204421/1/WHO_ZIKV_MOC_16.1_eng.pdf?ua=1